

農林水産施策に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策を充実強化するため、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重すること。
- (2) 米政策の見直しに当たっては、農業者が営農意欲を失うことなく持続的に農業経営に取り組めるよう米価下落等に対するセーフティネットの整備をはじめ、需要に応じた生産を可能とする情報提供など万全の支援措置を講じること。
- (3) 水田活用の直接支払交付金については、生産者が自らの経営判断で、飼料用米・麦・大豆など戦略作物を選択し、その本作化が図られるよう戦略作物助成や産地交付金を拡充すること。
- (4) 自然災害に対するセーフティネット措置として、農業経営を側面から支える農業災害補償制度の共済掛金国庫負担割合を堅持するとともに、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度を早期に導入すること。

2. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保するための支援措置を充実すること。
また、農業次世代人材投資事業の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための研修機会の提供をはじめとした継続的な支援制度を充実すること。
- (2) 農地中間管理事業については、農地の集積・集約が推進されるよう機構集積協力金に係る予算を十分に確保するなど施策を充実すること。
また、都市自治体への委託業務については、事業の円滑化を図るため、事務を簡素化すること。

3. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するた

め、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策に係る財政措置を拡充すること。

4. 持続可能な力強い農業を育てるため、農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。

5. 農山漁村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 中山間地域や「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策及び財政措置を充実すること。

6. 鳥獣被害防止対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。
また、鳥獣被害防止総合対策を充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利活用拡大に係る施策を推進すること。
- (3) ツキノワグマなどによる農作物や住民への被害を防止するため、安全対策を講じること。
- (4) 狩猟者の負担軽減など捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

7. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

- (1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。
また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

- (2) 生産コストの削減など収益力・生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

8. 経済連携協定交渉等に係る適切な対応

- (1) 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく施策については、協定発効いかに関わらず、予算を確保したうえで、着実に実施すること。
- (2) EPA交渉及びFTA交渉等においては、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、国内農林水産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。
- (3) WTO農業交渉においては、「多様な農業の共存」という基本理念の下、食料輸出国と輸入国のバランスの取れた農産物貿易ルールの確立を目指すこと。

9. 森林整備の推進

- (1) 国産材利用を推進するため、CLTの普及、住宅の木材利用促進及び公共施設の木造化等に係る支援など諸施策の充実を図ること。
また、新たな木材需要に対応するため、関連産業を支援すること。
さらに、木質バイオマスのエネルギー利用の推進・普及に係る財政措置を充実するとともに、原料となる未利用間伐材等の利用を促進するため、収集・運搬の効率化を推進すること。
- (2) 林地台帳の整備については、地域の実情を踏まえ、都市自治体があまねく整備できるよう万全の支援を講じること。
- (3) 森林施業の集約化を図り、間伐及び路網整備等を計画的に推進するため、森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。
また、森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、必要な財政措置を講じること。
さらに、木材の生産・供給及び木材利用拡大のため、必要な支援を講じること。
- (4) 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。

10. 外国資本の森林買収による不適正な森林利用が懸念されることから、森林

地帯などの土地に関する権利の移転・設定について、法的な規制を含む新たな仕組みを構築すること。

11. 水産振興対策の充実強化

- (1) 各地の浜プラン策定はもとより、同プランに位置付けられた取組を着実に実施できるよう強力に支援するとともに、漁家の収入向上や経営体の育成・確保、6次産業化推進に資する支援を充実強化すること。
- (2) 外国人労働者の水産業分野での受入れを含めた新規就業促進や技能実習制度を充実強化すること。
- (3) 燃料、飼料の価格変動等により経営に大きな影響を受けている漁業者への経営安定化対策を継続・強化すること。